

## 令和8年度

### 第1回鹿児島県学校部活動地域連携等推進協議会

#### 協議概要

#### 1 開催期日

令和8年5月21日(木) 10:00~11:30

#### 2 開催場所

鹿児島県赤十字血液センター 研修室

#### 3 会次第

- (1) 開会
- (2) 報告事項
  - ア 令和7年度実証事業における成果報告
  - イ 令和8年度地域展開事業の概要について
  - ウ 今後の方向性について
- (3) 協議事項  
「鹿児島県部活動及び地域クラブ活動の推進等に関する方針」について
- (4) 閉会

#### 4 報告概要

- (1) 令和7年度実証事業における成果報告  
令和7年度に国の実証事業を実施した市町  
[運動部活動：10市町]  
鹿児島市、いちき串木野市、枕崎市、南さつま市、出水市、薩摩川内市、長島町、  
鹿屋市、奄美市、与論町  
[文化部活動：6市町]  
鹿児島市、いちき串木野市、南さつま市、薩摩川内市、鹿屋市、与論町
  - ・ 各自治体がスポーツ庁・文化庁に提出した成果報告書（概要）の紹介
  - ・ 全国の事業を実施した自治体の分と併せて、近日中にスポーツ庁・文化庁HPにて公開される予定。

(2) 令和8年度地域展開事業の概要について

令和8年度に事業を実施予定の市町

ア 休日の地域クラブ活動費等の支援

[運動部活動：12市町]

鹿児島市、いちき串木野市、南さつま市、出水市、薩摩川内市、さつま町、長島町、鹿屋市、志布志市、中種子町、奄美市、与論町

[文化部活動：7市町]

鹿児島市、いちき串木野市、南さつま市、薩摩川内市、鹿屋市、志布志市、与論町

イ 地方公共団体の体制整備等

[運動部活動：8市町]

鹿児島市、いちき串木野市、枕崎市、南さつま市、出水市、長島町、鹿屋市、奄美市

[文化部活動：3市町]

鹿児島市、南さつま市、鹿屋市

ウ 中学校における部活動指導員の配置支援

[運動部活動：19市町]

日置市、指宿市、南九州市、薩摩川内市、長島町、霧島市、始良市、垂水市、曾於市、志布志市、東串良町、南大隅町、西之表市、屋久島町、喜界町、天城町、和泊町、伊仙町、与論町

[文化部活動：5市町]

垂水市、志布志市、屋久島町、和泊町、与論町

エ 経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援

[運動部活動：2市]

出水市、薩摩川内市

[文化部活動：1市]

薩摩川内市

- ・ 昨年度までの委託事業に代わり、補助事業になる。
- ・ 補助割合は、ア、イ、ウの事業が国・県・市町で1/3ずつ、エの事業が国・市で1/2ずつである。

(3) 今後の方向性について

- ・ 国から、昨年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が公表された。
- ・ 内容として、令和8年度から改革実行期間が始まること、休日については、実行期間内に原則全ての学校において、地域展開を目指すこと、国が示した要件等に基づき、市町村が地域クラブを認定する仕組みを構築することなどが記載されている。

## 5 協議事項

「鹿児島県部活動及び地域クラブ活動の推進等に関する方針」について

- ・ 地域展開等について、広く周知を図ることが必要である。
- ・ 大会運営について、地域クラブのみになると、これまで、教員が中心となって行ってきた大会運営の規定等の見直しが必要になる。
- ・ 今後、教職調整額が引き上げられていく中で、在校等時間の削減を図っていく必要があり、部活動改革を進めていかなければならない。
- ・ 平日と休日の指導者が異なると土日の大会等におけるオーダーやポジション決めなどの問題が出てくるので、平日・土日のつながりも考えつつ、地域展開を考えていかなければならない。
- ・ 活動時間など、ガイドラインに則って取り組んでいるクラブを地域クラブに認定していくことを確認する必要がある。
- ・ 今回のこの方針については、公立の中学校を対象としているが、県としては、私立学校の所管課にも県の方針を情報として提供しながら、周知してまいりたい。  
また高等学校については、部活動を目的に進学する子供たちもいるので、「中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われていることに留意しながら、学校の実情に応じて対応してください」というような趣旨で示している。
- ・ 指導者の質の確保のために、市町村における認定制度に加え、相談窓口の設置や活動の訪問などを通して市町村が指導助言を続けていくこと必要がある。
- ・ 活動に係る自己負担の増額について課題として挙げるべきである。
- ・ 各市町村が主体でやらなければいけないことは理解しているが、解決しないといけない課題も多いため、県からの伴走支援が今後も必要である。
- ・ 兼職兼業については、教職員が所属する自治体と連携が必要である。
- ・ 県広域スポーツセンターは、総合型地域スポーツクラブの認定制度を令和3年から実施しており、県内59クラブが所属している。その内、39クラブが県内の認定を受けており、研修会の実施や市町村と連絡を取り、ヒヤリング等を行っており、地域クラブ活動の認定制度に生かせることもある。総合型地域スポーツクラブとのつながりを持ちながら、市町村との窓口となり、つなぐ役割として連携を図らせていただきたい。

以上